

予防接種償還払制度(払戻し)をご利用される方へ

1. 接種費用の払い戻し制度による接種手続きについて

(1) 接種前

岐阜市ホームページ「市外で予防接種を希望される方へ（ページ番号：1004445）」にある、「**予防接種実施依頼書交付申請フォーム**」からオンライン申請してください。オンライン申請が難しい場合は、下記書類をそろえて保健所感染症・医務薬務課に提出してください。

①「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）」

・「申請者」の項目は、後の予防接種費用の振込先の口座名義人で申請してください。

②母子健康手帳の「出生届出済証明」および、全ての「予防接種の記録」の写し

③お子様が岐阜市に住民登録されていることが証明できる身分証明書の写し

＊申請後、保健所感染症・医務薬務課から、書類を郵送します。

書類が届くまで接種はお待ちください。（書類の発行に2週間程度かかります。）

・申請できる予防接種は、令和8年3月31日までに接種するものに限ります。

(2) 接種時

①保健所感染症・医務薬務課から送付した、接種医療機関あての「岐阜市予防接種実施依頼書」、「岐阜市予防接種予診票」及び「母子健康手帳」を接種医療機関に提出し、接種を受けてください。

②医療機関に接種費用全額をお支払ください。

③お金を支払ったときに、岐阜市予防接種予診票の原本（記入してあるもの）と領収書（※1）をもらってください。

※1: 領収書は、被接種者の氏名、接種日、接種した医療機関名、予防接種名とその費用が記載してあるものに限ります（どの予防接種がいくらだったかわかるもの）。領収書に上記について記載がなければ、記載がある**明細書等**を添付してください。

(3) 接種後

保健所感染症・医務薬務課へ、下記ア)～ウ)の書類を提出してください。

もしくは、岐阜市ホームページ「市外で予防接種を希望される方へ」にある「予防接種費用助成金交付申請フォーム」にてオンライン申請後、保健所感染症・医務薬務課へ、下記イ)・ウ)の書類を速やかに保健所感染症・医務薬務課へ郵送してください。

いずれの方法においても、令和8年3月31日までに申請をしてください。

ア) 岐阜市予防接種費用助成金交付申請書（様式第3号）

・「申請者」の項目は、接種前に提出した「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）」の、申請者の名前で申請してください。

＜注意点＞

・金額を書き間違えた場合は、新しい申請書に書き直してください。

・「予防接種の種類」欄には、省略せずに記入してください。（わからなければ窓口でご確認ください）

・振込先には、申請者名義の口座を記入してください。

イ) 領収書 ※必要時は明細書も添付してください。

ウ) 岐阜市予防接種予診票（原本）

岐阜市 HP「市外で予防接種を希望される方へ」



2. 払い戻し費用について

・払い戻しの金額は、岐阜市の医療機関に委託している金額までを上限とし支払わせていただきます。（金額についてはお問い合わせください）

・接種費用は、申請を受け付けてから2か月程度で指定の口座に入金されます。

【問い合わせ先】 岐阜市保健所感染症・医務薬務課
〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地 電話：058-252-7187